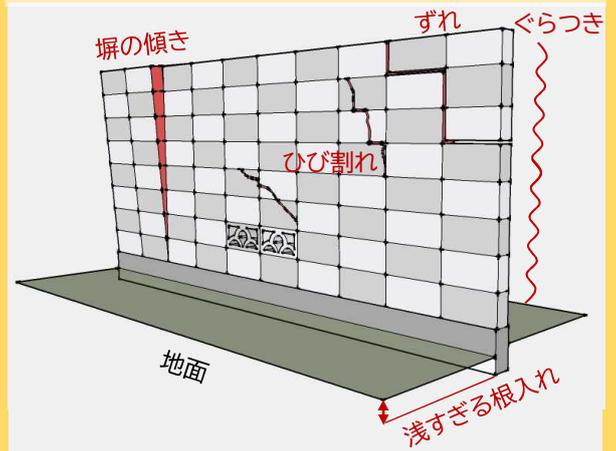


# 点検してください ブロック塀

※令和7年度撤去補助募集受付中  
詳しくは裏面をご覧ください。

## 危険なブロック塀



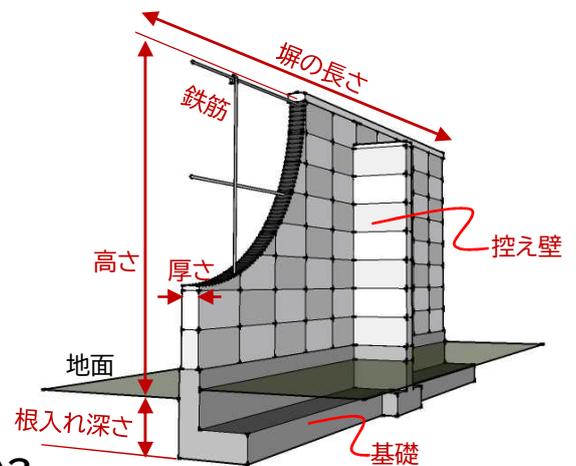
古いコンクリートブロック塀は、経年劣化などにより大きな地震が発生した場合は倒壊する危険性があります。以下の安全チェックシートで確認をお願いします。

## 安全チェックシート（※石積・れんが造等は別途基準有り）

ブロック塀について次の1～6の項目を点検し、ひとつでも不適合がある場合や、分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか。  
塀の高さは地面から2.2m以下か？
- 2. 塀の厚さは十分か。塀の厚さは10cm以上か？  
(2m以上の場合は15cm必要)
- 3. 控え壁はあるか(高さが1.2m超の場合)。  
塀の長さ3.4m以下ごとに入っているか？  
高さの1/5以上突出しているか？
- 4. 塀は健全か。  
塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはないか？
- 5. 基礎があるか。鉄筋コンクリートの基礎があるか？  
基礎の根入れ深さは30cm以上か？
- 6. 塀に鉄筋が入っているか。  
縦横とも80cm間隔以下か？

## 【ブロック塀のチェックポイント】



控え壁: 塀の高さが1.2m超の場合に必要。  
その場合、長さ3.4m以下ごと、  
かつ塀の端部からは、80cm以内にも必要

建築基準法ではコンクリートブロック塀等の適切な構造等について定めがあります。これを満たしていない安全性に問題のあるブロック塀(=危険ブロック塀)が地震等により倒壊し、他者に危害や器物の損壊を加えてしまった場合、「所有者(占有者)」は損害賠償の責任を負うことになります。

危険ブロック塀等を撤去するための補助制度もあります。詳しくは裏面をご覧ください。

# 危険ブロック塀等の 撤去費用を補助します

事前  
相談受付中！

## 対象となる塀と条件

- 倒壊によって、通学路や避難路を通行する者に危険を及ぼすおそれのある、つくば市内の  
コンクリートブロック塀または、組積造の塀  
※通学路や避難路に面する道路境の危険ブロック塀等のみが補助対象です
- 道路面からの高さが、80センチメートルを超えるもの
- 土地の販売を目的としていないこと
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと
- 幅員が4メートル未満の道路のセットバック範囲内の塀ではないこと
- 危険ブロック塀等の所有者が、申請日現在において、市税を滞納していないこと

### 【通学路と避難路】

※通学路は、つくば市内の小中学生が学校へ通学するために  
利用する道路です。

※避難路は、被災時に人や物の移動に利用する主要な道路で、  
つくば市が指定するものです。



## 補助額

- ① 危険ブロック塀等の撤去に要した費用
  - ② 撤去部分の長さ1mあたり、1万4千円を乗じた額
- 補助額は、①または②のうちの低い方の額の3分の2(上限10万円)

## 申請方法

- 申請書類 市ホームページからダウンロードするか、建築指導課及び各窓口センターで配布中
- 申請方法 申請書類をつくば市都市計画部建築指導課の窓口<sup>※</sup>に直接提出してください。
- 申請期間 **2025年(令和7年)8月29(金)まで**



※申請前に電話等にて事前にお問い合わせください。

【問合せ先】 つくば市都市計画部建築指導課 建築企画・安全係(本庁舎3階)  
つくば市研究学園1-1-1 ☎029-883-1111(代表) 内線3110・3111  
【受付時間】 平日8:45~12:00/13:00~16:30(土・日・祝日を除く)